

第 2 編：葉山町障害者計画 (案)

第1章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な方向

(1) 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域の中で自分らしく自立した社会生活を送るためには、すべての人が障害や障害のある人について正しく理解し、障害の有無によって分け隔てられることなく、同じ地域の住民として、互いの人格と個性を尊重しながら共に支え合って生活できる社会を構築していくことが求められます。

一方で、~~障害のある人の社会活動を制限している諸要因については、が様々な社会参加における障壁とならないように、~~生活環境や就労環境、教育環境などの様々な場面において、~~その障壁を取り除き、あらゆる障壁を取り除き、~~誰もが等しく社会参加できる環境を整えることは、町をはじめとした地域社会全体の責務であると考えられます。

そこで、次のような視点から誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指していきます。

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の意思決定の支援が行われ、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- ~~障害の有無にかかわらず~~住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

そして、これらの方向性を踏まえた上で、本計画における基本理念を次のように設定します。

**障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

本計画では、この基本理念の実現を目指し、5つの取り組みの柱（基本目標）を設定し、計画的な施策の推進を図っていきます。

(2) 基本目標

- 1：このまちでいっしょに暮らそう
- 2：相談しよう！利用しよう！
- 3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！
- 4：一緒におおきくなろう
- 5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう

障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障害や障害のある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）においても、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

町では、様々な広報の機会や媒体を活用しながら、当事者団体や障害福祉に協力をする団体、関係機関等と連携し、町の障害福祉の普及・啓発に努めるとともに、障害のある人となない人の交流の機会を増やし、地域に障害のある人が住んでいることを認識してもらい、ともに地域で生活していけるよう取り組みを推進していきます。

基本目標2：相談しよう！利用しよう！

「相談」や「情報」の充実は、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の「入口」となるため、日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して相談できる環境を整備することが大切です。町では、これまでも相談体制の整備に努めてきましたが、葉山町自立支援協議会が実施する「地域生活を考える交流会」や、令和2年度に行ったアンケート（第1章参照）では、「制度の仕組みがわからない」、「どこでどんな相談ができるかわかりやすくしてほしい」など、相談先やどう相談してよいかわからないと感じている人が多いことがわかりました。これは、**現在**障害のある人だけの課題ではなく、**生活習慣病に起因するような二次的な障害の発生についての障害の**予防や早期発見、早期治療など**将来障害があるかもしれない人**にとっても、重要なことだといえます。

葉山町自立支援協議会では令和元年度から、「（障害のある人が相談について）わからないことをなくす」ことをテーマに、ワーキングチームを立ち上げ、「見える、

つながる～葉山福祉情報サイト～」を作成しました。今後も引き続き、誰にでもわかりやすく相談しやすい方法について検討を重ねていきます。

また、障害のある人が地域での自立した生活を維持・継続できるよう、相談から切れ目のない包括的なサービス提供に至る体制整備を図る必要があります。障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図るよう努めます。

さらに、障害のある人の権利擁護について、相談支援事業所や様々な関係機関と連携を図るとともに、個別の相談があった場合は、速やかに対応していきます。

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！

障害のある人が自立した生活を確立するためには「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられます。令和2年度に行ったアンケートの回答からは、「職場の理解」「短時間勤務や勤務日数の配慮」「通勤手段の確保」など、就労について多様なニーズがあることがわかります。

このことから、町内に限らず通勤可能な地域での就労先の確保に取り組むとともに、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

さらに、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。福祉サービスを利用する人に対しては、就労移行支援事業所などの関連団体と連携し、相談機能の強化、職業訓練、短時間勤務など新しい勤務体制の利用の検討、就労後の定着支援など一貫した支援を行い、一人でも多くの障害のある人がその持てる能力を発揮し、継続して就労でき、働く喜びを感じられるよう努めていきます。

働くことが障害の特性上困難な人や、働くことを選択しない人は、日中の居場所が確保できるよう、支援します。また、それらの移動が可能なように、経費助成などの支援を行います。

基本目標4：一緒におおきくならう

~~障害の有無にかかわらず~~、町で暮らすすべての一人ひとりの子どもがその能力を最大限に発揮して、仲間をつくり、将来にむけての社会的自立を期すことは、教育・育成の大きな目的の一つです。

子ども一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるには、~~乳幼児期からの適切な療育支援の開始・継続が基盤となり、さらに~~保育園・幼稚園入園後は療育を含めた集団生活の中での様々な支援が必要になります。

~~また、乳幼児期からの療育支援は、その後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作る重要なものになります。~~

義務教育段階では、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく教育環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。そして、すべての児童・生徒が共に学び、共に育つ「インクルーシブ教育^{※2}」を推進していきます。

発達障害がある人は、子ども時代の支援だけでなく、成人して以降も他人との関

係づくりや就労場所での働き方など様々な生きづらさを抱えることから、継続した支援が必要です。町が実施している葉山町発達支援システムにより、発達障害がある人を、そのライフステージに応じて、組織横断的かつ関係機関が連携して、生涯を通じて支援が行われるよう、努めます。

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

生活環境における物理的なバリアを取り除いていくことは、**すべての人が障害のある人もない人も共通した**、安心して暮らせる町のための基本的な条件です。

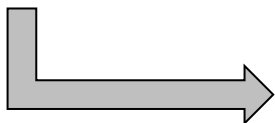
町は、道路、公共施設などのバリアフリーを進め、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。

また、**障害のある人**は障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に一人では避難が難しいことをはじめ、意志疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

町では、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等とのネットワークをつくっておくことも大切であることから、より一層連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

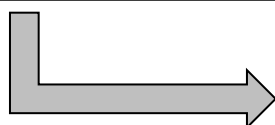
第2章 計画の体系

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう



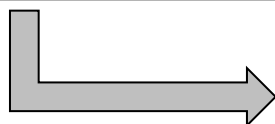
- 1-1：障害に対する正しい理解の促進
- 1-2：ボランティア活動の活性化
- 1-3：コミュニケーション支援の充実
- 1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：相談しよう！利用しよう！



- 2-1：相談支援体制の充実
- 2-2：在宅福祉サービスの充実
- 2-3：施設等利用者への支援の充実
- 2-4：予防と健康づくりの充実
- 2-5：障害の早期発見・早期対応
- 2-6：権利擁護の推進

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！



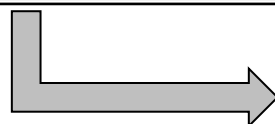
- 3-1：日中活動の場の充実
- 3-2：暮らしの場の確保
- 3-3：社会参加の促進
- 3-4：就労支援の総合的な推進
- 3-5：就労環境の改善・向上
- 3-6：雇用の場の拡大
- 3-7：経済的支援の充実

基本目標4：一緒におおきくなろう



- 4-1：療育・保育支援の充実
- 4-2：特別支援教育の推進
- 4-3：放課後対策等の充実
- 4-4：発達障害のある子どもへの支援体制の充実

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう



- 5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

基本目標１：このまちでいっしょに暮らそう

1-1：障害に対する正しい理解の促進

現状と課題

障害の有無にかかわらず、すべての人が当たり前に過ごせる社会を実現するためには、町民一人ひとりが障害に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除き、障害の有無に限定せずあらゆる多様性を認め合うことが大切です。そのため、継続して障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていく必要があります。このことは、令和２年度に行ったアンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会で見えてきた地域の課題の中でも指摘されています。

町では、障害者施設で作成した作品を、町役場、福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介していますが、今後も広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが求められています。

また、幼少期から福祉への関心を持つことで、互いに豊かな人間性を育てあえるよう、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒の交流教育を実施するとともに、町内の小・中学校において各種講座を開催し、福祉教育を実施しています。今後は、児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育の実践への方向転換が求められています。

1)障害理解に関する普及啓発

事業概要	広報葉山や回覧板等、様々な媒体を活用し、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。 町役場ロビーの福祉課窓口横にあるコーナーや福祉文化会館窓口横では、障害者施設で作成した作品を展示販売しており、今後も継続して行います。 障害者週間（12月3日～9日）では、町役場で障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等を行い、理解の促進と周知を図る期間にします。
取り組みの方向	社会福祉協議会の地域福祉総合相談事業や葉山町自立支援協議会の意見を踏まえ、継続的、効果的な啓発に取り組みます。
担当課名	社会福祉協議会、福祉課

2)こころの健康の啓発

事業概要	地域住民のこころの健康の維持・向上、精神障害者への理解を深めるため、精神疾患の予防や早期発見・早期治療と精神保健福祉の普及・啓発活動を行います。
取り組みの方向	幅広い年代への普及・啓発に努めながら、継続して取り組んでいきます。
担当課名	町民健康課、福祉課

3)職員研修事業

事業概要	障害理解を深めるため、職員研修等の充実を図ります。 また、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、就労者の配属先の心構え等について指導を受けていきます。
取り組みの方向	職員が障害のある人へ適切な指示及び対応を行えるよう、職員対応マニュアルを作成するとともに、具体的な接し方について情報提供を行います。 また、今後もよこすか障害者就業・生活支援センターの協力のもと、総務課及び福祉課が連携を図り、障害のある人の所属先への指導を徹底します。
担当課名	総務課、福祉課

4)交流教育の推進

事業概要	就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。
取り組みの方向	学校等の関係機関と情報共有等を行い、今以上に連携を強化していく必要があると考えられるため、今後は地域の学校と特別支援教育諸学校との交流の推進を図っていきます。 また、たんぼぼ教室と保育園の交流により、現在、たんぼぼ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。今後も幼少期から社会福祉への関心を持てるよう継続して取り組みます。
担当課名	子ども育成課、学校教育課

5) 民生委員・児童委員との交流

事業概要	民生委員・児童委員の障がい福祉部会を担当する委員が中心となり、定期的に町内の障害者施設を訪問しています。 また、年に1度、夏の交流会を開催し、レクリエーションを実施しています。して障害のある人やその家族と楽しい時間を過ごしています。
取り組みの方向	民生委員・児童委員と様々な年代の障害のある人との交流が図られており、互いが知り合える場となるため、今後も継続して取り組みます。
担当課名	福祉課

6) 福祉教育の充実(子ども)

事業概要	町内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。 また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習（施設等での4日間の体験学習）を実施します。
取り組みの方向	小・中学校においては、より各学校との連携・協働を図りながら福祉教育の機会の拡充を推進していきます。
担当課名	学校教育課、社会福祉協議会

7) 福祉教育の充実(成人)

事業概要	障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。
取り組みの方向	広い年齢層を対象にした福祉教育を推進するには、障害理解を促す機会を地域住民のより身近で実感ある日常生活場面の中で実践する必要があります。 地域住民のより身近な小地域を基盤とした生活問題や地域問題を題材にした学習機会及び担い手の育成の充実を図ります。
担当課名	福祉課、社会福祉協議会

福祉教育の充実の記載を（子ども）と（成人）に分けました。

1-2：ボランティア活動の活性化

現状と課題

障害のある人への理解を深めるために、ボランティア活動の活性化は必要不可欠です。

令和2年度に行ったアンケート調査の一般市民の結果からも、障害のある人と接する機会があればお手伝いや支援をしていきたいという回答が多くあり、ボランティア活動への意欲が伺えました。これらの気持ちを大切に、ボランティア活動に参加できるような機会の充実により、一人でも多くの人が障害のある人に対する理解を深めていくことが大切です。

ボランティア活動への支援は、社会福祉協議会が中心となり実施していますが、障害のある人への支援を目的にしたボランティア団体は、協働や支援する場面が増加しています。一方で、当事者組織の活動は、会員の高齢化や新しく入会する人が少ないため、活発でなくなってきています。

今後は、ボランティアの育成、組織化、支援や団体同士の連携等の機会を充実させ、ボランティア活動のすそ野を広げていくことが重要となります。

1) ボランティアの育成

事業概要	ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座（初・中級編）、音訳ボランティア養成講座（初・中級編）を開催します。 手話奉仕員養成講座（入門課程）は毎年1回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座（初級・中級編）は2年ごとに開催しています。
取り組みの方向	現行の講座（ボランティア育成）は、障害特性に応じたボランティアの育成としては聴覚や視覚に限定されるため、他の障害特性へのボランティア育成や組織化、活動支援等も検討する必要があります。 今後はニーズを把握して、障害特性に応じた多様なボランティアの育成や住民活動の支援を実施していきます。
担当課名	社会福祉協議会

2) ボランティア活動のコーディネート

事業概要	ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。 社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供（市民活動ガイドブックや情報紙など）やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。
取り組みの方向	障害のある人のニーズに応じた新たなボランティアの組織化、活動支援等が必要と考えられます。 そこで、各小地域における助け合い活動やニーズに応じた多様なボランティアへの活動支援等を実施するとともに、日頃からボランティア団体との連携を図り、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。
担当課名	社会福祉協議会、福祉課

3) 小地域福祉活動の推進

事業概要	町内の小地域福祉活動推進組織は、現在4圏域であり、そのうち、2地区で見守りや個別支援の活動が実施されています。
取り組みの方向	今後も小地域福祉活動推進組織の設置を目指すとともに、集いの場づくりや有償又は無償による生活支援活動など、地域のニーズにあった住民主体の活動を支援していきます。
担当課名	社会福祉協議会

1-3：コミュニケーション支援の充実

現状と課題

聴覚障害のある人など、意思疎通を図ることが困難な人のコミュニケーション手段を確保することは、障害のある人の自立生活を支援する上で重要となります。

町では、令和元年度から週4日、福祉課窓口到手話通訳者を配置しています。

病院や公共機関等での相談や諸手続き等の支援が必要な時は、手話通訳者を派遣しています。令和5年度から感染症対策等で手話通訳者が病院に入れない場合等に備えて、タブレットを用いた遠隔手話の体制を整えました。

聴覚障害のある人の中には、情報保障の手段として手話だけでなく要約筆記を必要とする人もいるため、要約筆記者の派遣も行います。

また、障害のある人が、暮らしている地域で今よりもっと日常的にコミュニケーションが図られるよう、手話のできる「手話奉仕員」を養成することも市町村の責務です。現在、町社会福祉協議会と逗子市社会福祉協議会との共催で、手話奉仕員の入口となる手話奉仕員養成講座「入門課程」を実施し、その後のステップアップとして、町と逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会「基礎課程」を開催しています。

日常的にコミュニケーションを取る手話奉仕員から、障害のある人の情報保障を行う「手話通訳者」へと養成されるまでには、数年単位での期間が必要です。手話奉仕員になった人が更に「上級課程」「フォローアップ講座」を受講し、県の養成講座を受けて、最終的に神奈川県手話通訳認定試験に合格し、地域で手話通訳者として活動できるようになることが重要です。

さらに、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。情報の取得や意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害に応じた手段を選択することができるようにすることが今後の課題です。

1) コミュニケーション支援事業

事業概要	聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を配置し、相談や諸手続きの支援を行います。 また、成人式などのイベントや町内外の説明会、病院や公共機関等での各種手続きなどで障害のある人の情報保障がされるよう、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
取り組みの方向	聴覚障害のある人の中でも、情報保障の手段として手話を必要とする人と、別の手段として要約筆記を必要とする人がいます。今後も継続して事業の実施に努めるとともに、ニーズを勘案し必要な事業量の確保に向けて取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、関係各課

2)手話奉仕員養成講座

事業概要	聴覚障害への理解や手話技術の習得により聴覚障害のある人のサポートを希望する町民を対象として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じた講座（<u>入門課程・基礎課程</u>）を開催し、手話奉仕員を養成します。 また、手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための養成講座（上級課程、フォローアップ講座）を、逗子市と連携して取り組んでいます。
取り組みの方向	今後も社会福祉協議会や近隣市と連携し、町のみならず広域に手話通訳者が増え、地域全体の情報保障が確保されるよう、取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、社会福祉協議会

1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動における社会参加は重要な役割を果たしています。

町では、障害のある人のスポーツ活動及び社会参加を支援するため、ヨット大会などへの支援を行ってきました。また、日ごろの成果を発表する作品展や地域のイベントの開催など、文化活動も支援してきました。しかし、近年コロナ禍では実施できなかった事業も多くありました。また、実施した場合も、参加者の固定化や事業への参加手段の確保などが課題となっています。

障害のある人の生活を充実させるために、誰もが気軽に参加できるようなスポーツ及び文化活動を推進することが求められます。

1)障害者スポーツの振興

事業概要	スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。 障害のある人から、スポーツ活動に参加したいと相談があった場合には、できる限り受け入れへの配慮を行っています。
取り組みの方向	今後も相談があった場合には、できる限り受け入れられるように継続して配慮をしていきます。
担当課名	福祉課、生涯学習課

2)障害者スポーツ大会への参加支援

事業概要	障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。 県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、周知や受付等の支援を実施します。
取り組みの方向	より多くの人に参加できるよう広報等の充実を図りながら、今後も継続して支援を行います。
担当課名	福祉課

3)障害者団体の各種行事の支援

事業概要	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事等の活動を支援することにより、文化・交流活動を促進します。
取り組みの方向	今後も継続して障害者団体の行事等の開催援助を行います。
担当課名	福祉課

4)交流の場の推進

事業概要	障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。 町内では、葉山町自立支援協議会において、障害のある人となない人が交流しあう機会が継続的に実施されてきました。（コロナ禍で一時中断） また、横須賀三浦地区では、知的障害者施設、作業所、行政が、協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「横須賀三浦地区ふれあい広場」（年1回）を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援しています。
取り組みの方向	障害のある人となない人が交流することにより、親睦を深め、相互理解を推進できるよう、様々な方法や場所、機会を活用し実施していきます。 また、障害のある人同士、関わる施設や作業所、行政同士も交流を深めるために今後も事業に取り組みます。
担当課名	福祉課

基本目標2：相談しよう！利用しよう！

2-1：相談支援体制の充実

現状と課題

障害のある人一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。そのため、令和2年度に行ったアンケート調査結果や葉山町自立支援協議会において課題として出された、どこに相談したらよいかわからないなどといったことのないよう、わかりやすい相談体制が必要になります。

現在、町では福祉課窓口にて相談に対応するとともに、相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」、「こころの相談室ポート」）が障害のある人や家族からの相談を支援しています。専門的な知識をもつ2カ所の相談支援事業所が対応することにより、質の高い相談支援サービスを提供しています。中でも「こころの相談室ポート」は、精神障害のある人を対象に、町内ではじめて相談支援事業所として設置され、相談支援の充実を図ってきました。

また、身近な相談窓口として民生委員・児童委員と地域で安心して生活ができるよう、連携を図っています。

平成27年度より支給決定の際に必要な計画相談支援については、現在作成率が100%になり、支援が必要な人に適したサービスが提供されています。しかし、相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しており、相談支援事業所の確保が課題になっています。

また、依然として相談窓口の認知や制度の理解が図られていないのが現状であり、情報バリアフリー化を進め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要です。

1) 相談支援の充実

事業概要	障害のある人やその人を支える人からの相談を町内2カ所の相談支援事業所で対応します。 また、町の相談窓口においても、適切な相談対応ができるよう、職員の資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。 サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的な支援が必要とされる人に対しては、基幹相談支援センターから技術的助言を得て、支援を行います。
取り組みの方向	今後も相談支援体制の強化を進めます。
担当課名	福祉課

2)地域福祉総合相談事業

事業概要	地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。
取り組みの方向	高齢、障害、児童などの枠にとらわれず、地域での日常生活の中での困りごとや福祉活動に関する相談の総合窓口として、住民、行政、福祉事業者との連携・協働のもと、個別支援や地域支援、住民福祉活動の情報提供等を行います。
担当課名	社会福祉協議会

3)相談支援ネットワークの構築

事業概要	障害のある人やその人を支える人からの相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業所、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築しています。町自立支援協議会で、相談支援ネットワーク委員会を設置し、各事業所間の情報交換等を行っています。
取り組みの方向	相談事業所から情報を得て、関係機関と連携し、多様な接点を通じて相談支援のネットワークが機能するよう継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

4)保健相談事業

事業概要	障害のある人やその人を支える人が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課、子ども育成課が主体的に関係機関との連携を図って相談対応を行っています。
取り組みの方向	相談内容は、障害に関することや生活習慣病に関すること等多岐にわたります。 今後も引き続き、各課で相談方法の周知や情報連携を行い、円滑で包括的な相談ができる体制づくりに取り組みます。
担当課名	町民健康課、子ども育成課、福祉課

5)民生委員・児童委員の相談

事業概要	地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談対応をしています。
取り組みの方向	今後も民生委員・児童委員と町の緊密な連携を図ります。
担当課名	福祉課

6) 情報提供の充実(制度案内)

事業概要	障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知しています。制度案内は、町ホームページ [https://www.town.hayama.lg.jp/] でも見るができます。このほか、広報紙や町のホームページ、「見える、つながる～葉山福祉情報サイト～」など多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。 また、町役場に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。
取り組みの方向	障害の制度について、周知のさらなる工夫が求められています。 今後も町自立支援協議会からの意見を参考に、利用者の利便性に配慮して、わかりやすい情報提供の在り方を検討し、継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

7) 情報提供の充実(声の広報)

事業概要	視覚障害のある人に「広報葉山」及び「葉山町議会だより」を読んでもらうため、デージー図書の作成を行い、希望する人には毎月ご自宅へお届けしています。なお、政策課にて貸し出しすることや町ホームページ [https://www.town.hayama.lg.jp/] からダウンロードすることも可能となっています。
取り組みの方向	視覚障害のある人に町の情報をきちんと伝えられるよう、今後も継続して取り組んでいきます。
担当課名	政策課、議会事務局

見える、つながる～葉山福祉情報サイト～とは

葉山町自立支援協議会では、従来、課題として多く挙げられていた「情報」を取り上げ、「わからないことを少なくする」ことを目的として検討してきました。令和4年度から障害のある人や家族、支援者等が抱えている困りごとをどこに相談すればいいか相談先等の関係機関をまとめた情報見える化サイト [\[https://www.shounan-nagi.or.jp/library/5665563dec826ab263fe93b7/63881d8e00fee07dc4ced14d.pdf\]](https://www.shounan-nagi.or.jp/library/5665563dec826ab263fe93b7/63881d8e00fee07dc4ced14d.pdf) を開設し、わかりやすい情報提供に努めています。

2-2：在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障害者自立支援法が施行されてから、地域生活を支える各種サービスが整備され、障害のある人の地域生活を支える支援体制の充実が図られました。さらに、法律の名称が障害者総合支援法に改められると同時に、対象者の範囲が難病患者等へも拡大されました。

難病患者のサービス利用は少しずつ増えていますが、今後も鎌倉保健福祉事務所等、関係機関との連携を行い、きめ細かい支援が必要です。

制度改正にあわせて、必要とする人がサービスを利用できるよう、周知に努めます。

1)訪問系サービス

事業概要	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「自立生活援助」の各サービスを提供します。 制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
取り組みの方向	ニーズの把握及び必要な事業量の確保に努めるとともに、今後も継続して各サービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2)補装具費の支給事業

事業概要	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、自立した日常生活を行えるよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

3)日常生活用具の給付

事業概要	主に身体障害のある人に自立した日常生活を支援するための用具を給付します。
取り組みの方向	身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めるとともに、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

4)入浴サービス事業の充実

事業概要	家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障害のある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

5)配食サービスの充実

事業概要	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度の障害のある人の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行い、その費用の一部を負担しています。
取り組みの方向	現在は、町内の就労継続支援 B 型事業所に委託しており、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

6)介護用品支給事業

事業概要	障害者手帳の発行を受けている重度の障害のある人で、排せつ用具を常時必要とする人に対し、紙おむつや尿パッドなどを支給しています。
取り組みの方向	子ども用・大人用等、ニーズに合わせて支給していきます。
担当課名	社会福祉協議会

7)グループホーム等の入居者支援

事業概要	グループホームに入居する障害のある人の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。 施設入居者のうち月 10,000 円を上限として家賃を助成しています。
取り組みの方向	今後も継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

2-3：施設等利用者への支援の充実

現状と課題

障害のある人の重度化や高齢化、さらには親亡き後の将来の支援の在り方は、障害のある人とその家族の不安の一つになっています。

適切な支援を受けられる暮らしの場としての施設入所や、在宅で生活できるよう訓練サービスの利用を支援します。

1)施設入所支援

事業概要	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
取り組みの方向	今後も、県や近隣市と情報共有をして、サービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)

事業概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。
取り組みの方向	専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、関係機関と連携し、サービスの利用に努めます。
担当課名	福祉課

3)更生訓練費の確保

事業概要	身体障害のある人が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2-4：予防と健康づくりの充実

現状と課題

近年では、~~疾病全体に占める、~~がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、~~それらが障害の原因となることが~~に起因する障害の発生が多いことから、早期に生活習慣の見直しなどを通じて、~~疾病の「予防」に行い、重症化予防に~~重点をおいた施策の推進が必要となります。

障害のある人のための医療の充実は、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために必要不可欠です。

町では、予防と健康づくりのため、健康診断、健康相談や講演会等を開催し、積極的に健康づくりに努めています。しかし、障害のある人は疾病のハイリスク群となっているため、健康指導の必要性が高い反面、病状により来所が困難なこともあり、一人ひとりにあった支援の方法が求められています。

重度の障害のある人には、保険診療に係る医療費を助成し、障害のある人が経済的に困窮しても必要な医療が受けられるよう努めています。

1) 自立支援医療費の支給

事業概要	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療にかかる医療費を、自立支援医療費（更正医療・育成医療）として支給します。 また、精神疾病の通院にかかる自立支援医療費（精神通院）については、円滑に手続きを行えるよう努めます。
取り組みの方向	今後も継続して必要な医療費を支給するとともに、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

2) 障害者医療費助成事業

事業概要	重度の障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。
取り組みの方向	神奈川県補助制度と同様に年齢制限を導入し、年々増加する医療費の増額を抑制することができています。 今後も継続するとともに、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、県や県内市町村と情報交換や勉強会を行っていきます。
担当課名	福祉課

3)母子保健事業

事業概要	妊娠期から乳幼児期の健康相談・健康教育・健康診査等を通じて、支援の必要な人への早期支援を通しに努め、親子の健やかな生活を支えます。 乳幼児健康診査にて、運動発達や精神発達及び疾患等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い検査受検の支援等、健診後の支援を行います。 その後、子どもの状況により、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。
取り組みの方向	乳幼児期の支援体制は母子保健システム、発達支援システムに沿って取り組んでいきます。 健診未受診者に対しては、未受診の理由は様々なので個別の状況に寄り添い、子どもの発育発達を支援していきます。
担当課名	子ども育成課

4)特定健診・特定保健指導事業

事業概要	国民健康保険加入の40歳から74歳の人を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドローム改善やに着目した生活習慣病の予防・早期発見・予防に努めます。また、重症化を予防と改善のため、特定保健指導対象者となった方に対して保健指導を実施します。
取り組みの方向	障害のある人は生活習慣病のハイリスク群となっていますが、来所困難や、病状の悪化のため来所できなくなってしまう人もいます。そのため、その人独自の指導期間や内容が必要になります。そこで、特定健診については、受診しやすいように、会場の時間帯や環境等に配慮して実施していきます。 障害のある人は、食事の調整や運動の実施に向け、本人と家族で特定保健指導を受ける人がいます。また特定保健指導についてもは、来所しやすい時間受けやすい環境や、理解しやすい内容に努めを心がけ、通常半年間で終了するものですが、本人のペースを大切に、家族も含めての支援を行うなど指導方法や内容に指導期間の延長を考慮していきます。
担当課名	町民健康課

5)健康増進事業

事業概要	各種がん検診や歯周疾患検診、健康増進教室、講演会等を実施し、健康づくりに努めます。
取り組みの方向	がん検診は障害のある人の受診が難しく、胃がん検診は安全上からお断りすることがあるため、受診しやすいがん検診の工夫を検討していきます。 講演会等については、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。 健康教室は障害のある人が参加しやすいよう、申込時や初回に留意点などを伺い、周囲の協力を仰ぎながら進めていきます。
担当課名	町民健康課

2-5：障害の早期発見・早期対応

現状と課題

すべての子どもが自分らしく自立した生活を送るために、乳幼児期における療育の支援は重要なものとなります。町では、乳幼児健康診査等を実施し、早期発見・早期支援の対応に努めています。

また、成人については、がん検診や健康診断の結果をもとに、適切な指導・相談を行い、早期発見・早期治療を促進しています。しかし、がん検診の結果を送付しても、状況が把握できずに精密検査を受けないままの人がいるなど、個別の支援の強化が課題となっています。

1)乳幼児療育事業

事業概要	乳幼児健康診査等において、運動発達や精神発達等で、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、経過健診や心理発達相談、医療機関への受診等にて健診後の支援を行い、必要な子どもに対して療育支援を行います。 就園、就学の際は、次の支援機関へきめ細かな情報連携を行います。
取り組みの方向	療育を必要とする子どもの支援につながるよう、スクリーニング機能の充実と保護者への積極的支援に努めます。 また、子どもに合った適切な療育指導の実施に努めます。
担当課名	子ども育成課

2)健診フォロー体制の整備

事業概要	成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な受療を行っているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病改善に向けた指導を希望する人に対しては、 保健指導 の相談を行っています。 乳幼児は、乳幼児健康診査において、 運動発達や精神発達等で 所見のあった子どもに対し、 経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行っています。 子どもの状況により、その後、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など健診後も継続的な支援を行います。
取り組みの方向	健診受診者に対しての支援体制は整ってきていますが、要精密検査の受診確認の通知を出しても返信がなく、状況が把握できない人がいるなど、支援の強化が必要です。その人が受けられる支援を個別にきめ細かく行っています。 今後も継続して、きめ細かく個別に寄り添った支援を行います。
担当課名	町民健康課、子ども育成課

2-6：権利擁護の推進

現状と課題

人間としてその人らしく生きるためには、福祉サービスの利用をはじめ様々な場面において、個人の自己意思決定権を尊重することが重要です。障害のある人の中には、日常生活を送る上で判断を表出する能力が不十分であるため、福祉サービスを十分に活用できないといった問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなど、地域での生活が困難な人がいます。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据えて、成年後見制度の利用が図られるよう、関係者が連携して支援することが求められています。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。町においては、平成 25 年 4 月より福祉課内に「葉山町障害者虐待防止センター」を設置し、支援体制を整えています。現在、通報件数は年間 1 件程度となっていますが、通報件数にかかわらず、地域住民の虐待予防の意識を育成し、併せて関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることが重要です。

1) 障害者虐待防止の取り組みの強化

事業概要	虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、福祉課内に設置した葉山町障害者虐待防止センターを中心とした支援体制を整えています。
取り組みの方向	虐待の通報があった際は迅速に関係機関で情報を共有し、総合的な視点からの確かな判断ができるように努めていきます。 町民や関係機関への虐待防止についての普及啓発に努め、関係機関からの相談に対しても適切に対応します。
担当課名	福祉課、子ども育成課

2) あんしんセンター事業

事業概要	日常生活を営む上で支障がある知的障害、精神障害、身体障害のある人等の権利擁護を図り、地域で自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。
取り組みの方向	相談・契約件数は増加傾向にあります。制度案内等を通じて事業周知に努めています。 また、必要に応じて成年後見制度の利用を検討し、障害のある人の身上保護と財産管理等の権利擁護に努めます。 利用者の契約締結能力が低下した際、親族後見人がいないために報酬を必要とする第三者の成年後見人への移行支援の必要性が高まるなど、障害のある人の権利擁護については、様々な新しい検討がなされていま

	す。近隣市町や県社会福祉協議会と情報共有するとともにニーズの把握に努めていきます。 <u>今後の法人後見事業開始に向けても検討を進めていきます。</u>
担当課名	社会福祉協議会、福祉課

3) 成年後見制度相談事業

事業概要	月1回、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの協力を得て、無料の相談会（予約制）を実施しています。
取り組みの方向	今後も、成年後見制度についての普及・啓発を図ります。 また、社会福祉協議会をはじめ、多くの関係機関と連携し、障害のある人の資産が守られるよう、今後の方向性について検討します。
担当課名	福祉課

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！

3-1：日中活動の場の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です。

町では、町立の生活介護事業所である「葉山はばたき」においては、令和4年9月末に廃止となり、町内にある全ての事業所が民間事業所となりました。令和3年度からは、町内に就労継続支援B型事業所が2カ所開設され、日中活動の場の充実が図られています。

今後は、町内の事業所の運営を支援するとともに、日中活動の場を町内のみで充足させることは現実的ではないため、近隣市と連携した広域的な対応の強化が求められます。

1)日中活動サービス

事業概要	福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。
取り組みの方向	今後も継続して各サービスの提供を図っていきます。
担当課名	福祉課、子ども育成課

2)地域活動支援センターの設置

事業概要	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域活動支援センター ポート」で実施します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの充実に努めるとともに、設置した地域活動支援センターが機能を発揮できるよう、引き続き支援していきます。
担当課名	福祉課

3)日中一時支援事業

事業概要	家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中活動の場を提供します。
取り組みの方向	令和4年度から町内に事業所が開設したことにより、利用しやすくなりました。今後は、利用状況からニーズを把握しながら継続してサービスの提供を図っていきます。
担当課名	福祉課

4)障害児の活動の場の充実

事業概要	未就学児においては、総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぽぽ教室」を活用するとともに、児童発達支援事業所の個別利用も調整しつつ、発達に支援が必要な児童の日中活動の場の充実を図ります。 学齢期以降は放課後等デイサービスの利用について、相談対応や利用調整を行います。
取り組みの方向	支援の早期発見、早期支援により、「たんぽぽ教室」で療育を受ける児童が増加傾向にあるため、受け入れ児童の調整と、通所卒業後の継続支援を行っていきます。また、児童発達支援事業所が近隣市に増えていることもあり、児童の障害特性に合っている療育を実施している事業所を選択して通所することも可能になっています。 今後は、総合的な療育の拠点である「たんぽぽ教室」で開催している保護者教室などの親支援機能を強化しつつ、関係事業所との連携強化を図ります。 就学以降の児童については、児童一人ひとりの発達状況や家庭での過ごし方、学校での困りごとなどを総合的に勘案し、サービス利用について児童とその保護者、関係機関と一緒に考えていきます。
担当課名	子ども育成課

3-2：暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及などの住宅に関する施策の充実や障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、個々のニーズに対応していくことが求められます。

現在、町には、グループホームが2カ所ありますが、それぞれ対象とする人が異なります。

町営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた住宅であり、入居について申込資格が定められています。あらゆる年代、多様な状態の人から入居の希望が多い現状です。

町営滝の坂住宅は平成25年度に、町営平松住宅は平成26年度に階段の手すりを設置していますが、十分にバリアフリー化されている状態ではありません。

自立生活を継続するための支援とあわせて、地域での暮らしの場の確保を行う必要があります。

1) グループホーム等の確保

事業概要	地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。
取り組みの方向	令和4年度に新たに1カ所が開設され、町内に2カ所となりました。 今後も当事者やその家族の高齢化を見据え、引き続き町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。
担当課名	福祉課

2) 町営住宅の入居優遇措置

事業概要	障害のある人が町営住宅への入居を希望した場合、抽選の当選確率があがる入居優遇措置を図ります。
取り組みの方向	入居優遇措置を図っても、町営住宅は慢性的に空きがなく、空きが出た際にも募集が行われると高い倍率で応募がある状況にあります。 今後も引き続き入居優遇措置を図り、障害のある人の入居を支援していきます。
担当課名	福祉課

3)住宅設備改良費助成事業

事業概要	重度の障害のある人又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。
取り組みの方向	助成制度を有効に活用した住宅設備改良工事ができるよう、今後も継続して情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険制度と連携を図りながら、施工事業者に対し制度の周知を図ります。
担当課名	福祉課

4)情報提供の充実(事業所の参入促進のための情報提供)

事業概要	事業所の参入を促進するため、必要な情報の収集に努めます。
取り組みの方向	事業所の設置の相談に対し、望ましい土地が少なく実現に至らない状況にあります。公共用地の利用や空き家バンクの活用など、今後も継続して情報収集に努めます。
担当課名	福祉課

3-3：社会参加の促進

現状と課題

障害のある人が外出する際には、その人の障害特性によって移動に様々な困難が伴います。また、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

町では、屋外での移動が困難な人に移動支援サービスを提供していますが、ニーズが高い反面、利用可能な事業所数が少ないことが課題となっています。

また、移動手段として通所交通費の支給、タクシー券・燃料給油券の交付や自動車改造費の助成等を実施していますが、障害の特性や年齢などによって、移動手段が個々に異なることから、柔軟な対応が求められています。

1)移動支援事業

事業概要	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出支援を行います。 利用者のニーズに応じて、柔軟な対応を図ります。
取り組みの方向	今後も継続して事業を実施するとともに、利用者のニーズを把握し、事業所の確保に努めます。
担当課名	福祉課

2)外出支援サービス事業

事業概要	町では、福祉有償運送事業者に委託し、重度の障害がある人に対して、高齢者を含めた送迎サービスを行っています。 社会福祉協議会では、介護者などが歩行困難な方の通院時や社会参加する際に利用できる外出支援用車両の貸出を行います。
取り組みの方向	今後も移動が困難な重度の障害のある人への効果的な支援について検討していきます。
担当課名	福祉課、社会福祉協議会

3)施設等通所交通費の支給

事業概要	施設等に通所している在宅の障害のある人に対し交通費を助成することで、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。
取り組みの方向	今後も定期的に安定して利用されるよう、取り組みます。
担当課名	福祉課

4)移動に係る経費の助成(タクシー券交付事業・自動車燃料費助成事業)

事業概要	在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会
------	---

	参加の促進を図ります。 タクシー券（600 円・年間 24 枚）や燃料給油券（月 10 リットル）を交付し、在宅生活の支援を実施しています。
取り組みの方向	平成 26 年度に行ったアンケート調査の結果から、移動手段の実態は家族による送迎が多いことが判ったことから、燃料費助成事業については平成 29 年度に町内在住の家族による運転を対象とし、制度の改善を図りました。 今後も利用実態を見ながら効果的な事業運営に取り組めます。
担当課名	福祉課

5)移動に係る経費の助成(自動車の改造にかかる費用の助成)

事業概要	移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障害のある人が、障害の状況にあわせた自動車を購入又は改造しようとする場合、その改造費等を助成することにより、社会参加の促進を図ります。
取り組みの方向	今後も事業の利用促進のために積極的な周知を図ります。
担当課名	福祉課

3-4：就労支援の総合的な推進

現状と課題

障害のある人の就労支援は、一般就労^{※4}や福祉的就労^{※5}など、一人ひとりにあった働き方ができるよう整備されています。

近年、障害のある人の就労意欲が着実に高まっている中で、就労による社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要があります。

現在、町では、葉山町自立支援協議会をはじめ、日ごろから障害者就業・生活支援センターや就労移行支援・継続支援事業所など、関係団体と連携し、適切な就労支援に努めています。

今後も、就労支援の充実と活性化を図るため、職業訓練、相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実が求められます。

※4 一般就労

障害者の就業形態の一つで、一般企業との雇用契約に基づく就労のこと。

※5 福祉的就労

障害者総合支援法等を根拠に設定されている施設が障害福祉サービスとして提供する働く場での就労のこと。

1)就労支援事業

事業概要	一般企業等への就労を希望する人に一定期間知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」を、一般企業等への就労が困難な人に働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」を、障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援を行う「就労定着支援」、本人の希望や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」（令和6年4月開始）を提供します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2)就労に関する相談体制の充実

事業概要	葉山町自立支援協議会での検討を中心に就労先の開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、近隣市との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。
取り組みの方向	町内に就労できる場が限られているため、よこすか障害者就業・生活支援センターや近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3)情報提供の充実(就労支援に関する情報の提供)

事業概要	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。 相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。
取り組みの方向	今後も引き続き、就労支援に関する情報提供の充実を図っていきます。
担当課名	福祉課

3-5：就労環境の改善・向上

現状と課題

障害のある人の就労については、職場の障害理解に基づく適切な就労環境が整備されていないことから、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

この問題を解決するため、障害者総合支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、就労訓練や就労継続支援にとどまらず、就労先の開拓や斡旋、就労後の支援やさらには生活全般への支援といったものが密接に関連しています。

身近な地域の中に働きやすい環境を整備するために、まずは事業主をはじめとして、広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことが重要となります。

1) 就労支援ネットワークの推進

事業概要	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報共有が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、神奈川障害者職業センター、神奈川県障害者雇用促進センター、よこすか障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等とのネットワーク体制を推進します。
取り組みの方向	就労支援については、個別のケースに応じて各機関との連携を図っています。 今後も個別のケースに応じて対応するとともに、地域の障害者就労に関する情報共有、意見交換等の場である障害者雇用連絡会に参加し、関係機関、事業所等との連携を図っていきます。
担当課名	福祉課

2) 事業主への雇用の啓発

事業概要	制度案内等を通じて、町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。
取り組みの方向	町内に就労できる場が限られているため、近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3) 雇用報奨金支給事業

事業概要	障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害のある人及び精神障害のある人を3カ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。
取り組みの方向	今後も継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3-6：雇用の場の拡大

現状と課題

障害のある人が自立生活を可能にするためには、経済的な安定は必要不可欠であり、そのための就労が重要となります。

町では、地域に雇用の場が限られていることから、障害者雇用枠での町職員の募集の際、対象範囲を拡大し、積極的に雇用の場の創出を図っています。また、町の業務を積極的に事業所へ委託することにより、業務の拡大を推進しています。

障害者優先調達推進法が施行されてから、町の指針に基づき、障害者施設等からの優先的な調達を推進することが求められています。

1)障害者施設からの調達の推進

事業概要	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。 福祉施策の配食サービス、行事等のお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。
取り組みの方向	今後も、障害者優先調達推進法に基づき町の指針を策定し、障害者施設等からの調達を推進します。
担当課名	福祉課

2)公共機関の雇用拡大

事業概要	公共機関において、障害のある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。
取り組みの方向	就労者の職場定着を図ることが重要と考えられ、障害のある人の職場定着のため、就労後の支援を行っていきます。 また、雇用者として、障害特性を踏まえた配置や仕事内容となるように、研修を行い、職員全体への障害理解促進に努めていきます。
担当課名	総務課、福祉課、関係各課

3-7：経済的支援の充実

現状と課題

障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしているのが、障害年金の支給制度です。また、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度もあります。

町では、在宅の中軽度の障害のある人に対し、等級に応じた手当を支給しています。これは、法整備のない障害者福祉施策の中で始められた事業であり、社会変化に応じて施策の転換を図る必要性が求められています。

また、障害のある人の経済的支援を図るためには、障害年金や国・県の各種手当を適正に受給できるよう、普及・啓発を行っていくことが重要となります。

1)障害者手当支給事業

事業概要	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害・知的障害・精神障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。
取り組みの方向	法整備によるサービスの充足など、社会変化に応じた施策の転換を図る必要があるため、今後は施策の見直しを検討します。
担当課名	福祉課

2)特別障害者手当支給事業の普及・啓発

事業概要	在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。 広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図っています。
取り組みの方向	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3)神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発

事業概要	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅の障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。 広報や制度案内等により県事業の普及・啓発を図っています。
取り組みの方向	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

4)公共料金等割引制度の普及・啓発

事業概要	重度の障害のある人の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度について制度案内等により周知を図ります。 ・ 電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・ 有料道路の通行料金の割引 ・ 水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除
取り組みの方向	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、下水道課

基本目標4：一緒におおきくならろう

4-1：療育・保育支援の充実

現状と課題

障害の有無にかかわらず、すべての児童が互いに育ち合い、それぞれの在り方を認め合い、支え合う関係を築くことができる統合保育（インクルーシブ保育）を推進していきます。

現在、町立保育園では、一定の条件のもと統合保育を実施しています。また、民間の保育園・幼稚園等での障害のある児童の受け入れに対しても、運営費の支援を行っています。

障害のある児童もない児童も共に過ごすことで相互理解を身につけ、健全な発達及び人格形成を促進するため、今後も事業継続の体制確保が求められます。

1)障害児保育(統合保育)の充実

事業概要	障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。
取り組みの方向	今後も引き続き、統合保育に必要とされる保育士の確保と育成を図り、受け入れに取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課

4-2：特別支援教育の推進

現状と課題

特別支援教育の推進については、生徒の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、学校における合理的配慮に基づく適切かつ効果的な指導やきめ細やかな支援が必要です。

児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、発達障害などの障害の特性を踏まえ、すべての児童・生徒が同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進していくことが重要です。

そこで学校教育においては、すべての学校に特別支援学級、また町内に言語指導通級指導教室を1カ所設置して、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を実施しています。また、リソースルームの設置を進め、児童・生徒が学校で安心できる居場所を確保することで、学校生活での生きづらさの軽減を図ります。

令和2年度に行ったアンケート調査の結果には、障害のある子どもと障害のない子どもが、幼い頃から地域の中で共に学び育つことの大切さが指摘されています。

今後さらに「インクルーシブ教育システムの構築」を目指し、多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進していくことが重要となります。

1)特別支援教育の推進

事業概要	障害の有無にかかわらずすべての児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。 個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。 また、支援級に限定せず多くの研修を実施しインクルーシブの概念を浸透させます。
取り組みの方向	障害のある児童・生徒に対し、さらにきめ細かな対応に留意して、引き続き取り組んでいます。
担当課名	学校教育課

2)特別支援学級の設置

事業概要	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、町内すべての小中学校に特別支援学級を設置し、必要に応じて特別支援学級の担任以外に支援員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。
取り組みの方向	特別支援学級在籍児童数の増加に伴い、介助員の確保が課題となっています。 今後も必要な人員の確保に努め、引き続き取り組んでいます。
担当課名	学校教育課

3)学校施設の整備

事業概要	障害の有無にかかわらず、子どもの教育的ニーズを満たすよう、教育環境を整え配慮しています。
取り組みの方向	教育的ニーズの多様化に対応できるよう、学校施設の整備を図っていきます。リソースルームの設置と、必要な児童・生徒が適切に利用できるような体制づくりを整えます。
担当課名	学校教育課

4)特別支援学級就学奨励費補助

事業概要	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励費の補助を行っています。
取り組みの方向	今後も特別支援学級就学奨励費補助制度を安定的に実施していきます。
担当課名	学校教育課

5)就学支援委員会の開催

事業概要	町内に住所のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため、障害児就学支援委員会を開催し、児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。
取り組みの方向	検討対象児童・生徒の増加に伴う検討時間の確保が課題となっており、今後は十分な検討時間を確保できるように委員会運営を工夫しながら、継続して取り組んでいきます。
担当課名	学校教育課

4-3：放課後対策等の充実

現状と課題

学齢期の障害のある子どもや家庭にとって、放課後等の居場所づくりを推進することは、生活の質を向上させるとともにレスパイトケアとしても重要な役割を担っています。

町では、児童の放課後の居場所として、放課後児童クラブ（学童クラブ）や児童館を提供し、障害の有無にかかわらず相互に交流できる場として役割が期待されています。しかし、現在児童館を利用する障害のある子どもは、一人で来館できる子どもとなっており、障害の程度に応じて保護者の付き添いが必要なため、子どもの受け入れ等、来館方法やその手段についての検討が必要です。

また、放課後等デイサービスにおいて、児童の放課後の生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所及び療育の場（日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等）を通して障害のある子どもの自立を促進しています。

1) 児童・生徒の居場所づくり

事業概要	両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して放課後児童クラブ（学童クラブ）、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。
取り組みの方向	今後も引き続き、放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後等デイサービス、関係機関で連携をしながら、一人ひとりの対応に努めています。 また、「児童館等」は、障害の有無にかかわらず互いに交流できる貴重な場となりますが、指導員のケアが行き届かないなどの課題もあるため、来館するすべての子どもが安心して遊べる場を提供できるよう、学校や関係機関と連携を図り、必要に応じて付き添いを求めるなど、適正な事業の実施に努めます。
担当課名	子ども育成課

2) 放課後等デイサービス事業の利用促進

事業概要	支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。
取り組みの方向	一人ひとりの児童の発達状況や家庭での過ごし方、学校での困りごとなど総合的に勘案し、児童にとって適切な利用方法や日数を保護者と一緒に考えていく必要があります。 今後も事業所と連携を図りながら、継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	子ども育成課、福祉課

4-4：発達障害のある子どもへの支援体制の充実

現状と課題

障害のある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いものといえます。

町では、保健・医療・福祉・教育等が連携した取り組みとして、乳幼児期から成人に至るまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。発達支援システムの中で作成した相談支援ファイル「**こん葉°す**」が利用者及び支援者の双方が利用しやすいツールになり、幼児期から成人期に至るまでのより活発な活用が図られ、一貫した支援が受けられるように、普及に向けた取り組みを強化する必要があります。

未就学の~~障害のある~~児童に対しては、町立たんぽぽ教室において障害児通所支援の児童発達支援事業を提供しており、日常生活や社会生活に必要なコミュニケーション能力の向上を目指しています。~~また集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導等が行われることが期待されています。~~最近では児童発達支援事業所が増え、多様な療育のプログラムを選択できるようになってきています。~~る分、一貫した支援のため、事業所間の連携の重要性が高まっています。~~

就学以降は、放課後等デイサービスに通所して継続的に療育を受ける児童が増えており、適切に療育支援につなげる体制が必要となっています。

生涯にわたって支援が継続され、障害のある人の生きづらさに支援ができるよう、発達支援システムの充実に努める必要があります。

1)障害児相談支援の推進

事業概要	乳幼児期から 18 歳に至る年齢まで、早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。
取り組みの方向	今後も継続して葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会を活用しながら関係機関との情報共有等を図り、連携を強化して取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課、福祉課

2)児童発達支援事業

事業概要	未就学の 障害のある 児童（ 自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む ）に対し、 専門職等による 療育支援・機能訓練を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対して も児童の 正しい理解と療育を支援します。
取り組みの方向	今後も継続して、取り組みます。
担当課名	子ども育成課、福祉課

3)指導員や保育士の研修

事業概要	障害のある児童に対応し、 インクルーシブを推進するため、児童館やたんぽぽ教室の指導員及び保育士の研修受講を推進し、資質の向上を図ります。
取り組みの方向	今後も近隣市の状況や先進事例などを踏まえながら、効果的な研修を実施し、職員の質の向上を図ります。
担当課名	子ども育成課、福祉課

4)一貫した相談支援体制の充実

事業概要	体や心の発達や行動等、何らかの面で周囲の人のサポートが必要な人が支援を必要とした際に、周囲の保健・福祉・医療・教育機関等の支援者が連携してその状況を理解し速やかに支援するため、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制の充実を図ります。 医療的ケアが必要な乳幼児・児童生徒においては、在宅で治療や療養生活を送りながら、療育や保育園・幼稚園などの生活が実現できるよう、関係機関と連携します。
取り組みの方向	発達支援システムにおいて、療育機関や学校等の関係機関が情報共有等を図り、引き続き連携を強化して取り組んでいきます。医療的ケアが必要な乳幼児・児童生徒においては、在宅で治療や療養生活を送りながら、療育や保育園・幼稚園などの生活が実現できるよう、関係機関と連携します。 医療的ケアが必要な乳幼児・児童生徒についても、発達支援システムを活用し、地域での受け入れ体制の充実を図ります。 葉山町相談支援ファイル「こん葉^oす」の活用を充実させ、利用者と関係機関との情報共有が充実するよう取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課、学校教育課、福祉課

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。

町は、これまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしてきました。しかし、町内の建築物、道路、公園、住宅等は未だ十分にバリアフリー化されていないのが現状です。

1)バリアフリーの推進

事業概要	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。
取り組みの方向	今後も事業者との協議において協力を依頼し、継続して取り組んでいきます。また、町が設置する公園遊具のインクルーシブ化に努めます。
担当課名	福祉課、都市計画課

2)公共施設等の整備

事業概要	公共施設の整備や改修において、計画の段階から誰もが利用しやすい施設となるよう整備を推進します。 公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みであり、施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案していきます。
取り組みの方向	今後、将来の更新費用の負担を少なくするため、計画的に財源の確保や維持管理を行う必要があります。 葉山町公共施設白書等を踏まえて、平成28年度に策定した「葉山町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の公共施設全体の中で総合的かつ計画的に維持保全及び改修等を進めていきます。
担当課名	公共施設課、関係各課

3)道路環境の整備

事業概要	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。
取り組みの方向	計画的に効率的な整備を進めていきます。また、今後も歩道の段差解消対策等を推進していきます。
担当課名	道路河川課

5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。令和2年度に行ったアンケート調査においても、一人では避難できないことをはじめ、意思の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

そこで、町では、障害のある人とその家族から自主的に避難行動要支援者登録の申請を町に提出をしていただき、災害時の安否確認や避難の手助けに関して所在を事前に把握し、地域の自主防災組織との協働体制を確認するための避難行動要支援者リストを作成しています。このリストは、いざという時の安心の確保のためのものであり、災害時の緊急避難にあたり効果が期待されています。全国的な動きとしては、今後はこの登録をもとに、避難行動要支援者個別避難計画を立案していくことになります。

また、防災行政無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、自主防災組織と連携し、防災訓練等を実施していますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体・福祉施設等と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。特に、障害のある人が安心して避難できる場として、福祉施設等との契約による福祉避難所の設置に期待が寄せられています。

さらに、障害のある人が犯罪に巻き込まれてしまうことも少なくないため、地域で安心して生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化が求められます。

1)避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

事業概要	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。 避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。
取り組みの方向	災害時に効果的に避難行動要支援者の情報を共有するため、福祉課と防災安全課の連携を強化し、より効果的なリストの活用方法を検討していきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

2)防災あんしんカードの周知

事業概要	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配付し、制度周知に努めます。 障害のある人は、手帳取得時に配付、啓発を実施するほか、していません。障害のある人以外には、広報葉山を通じて周知を図っています。
取り組みの方向	手帳取得時に「防災あんしんカード」を配付していますが、既に手帳を持っている人には配付できていないため、広報葉山などを活用し、できるだけ多くの人に所持していただけるよう周知に努めます。
担当課名	福祉課

3)防災訓練の推進

事業概要	広報活動、町内会・自治会への呼びかけ等により、防災訓練を実施しています。
取り組みの方向	今後も複数の広報活動が続け、訓練の周知を図り、より多くの住民の参加による防災訓練を行っていきます。 また、可能な限り障害のある人が参加できるよう、障害のある人とその家族に訓練の周知を図るとともに、体制の整備を図ります。
担当課名	福祉課、防災安全課

4)防災知識の普及

事業概要	避難行動要支援者リストを含め、広報葉山や防災訓練等を通じて知識向上に向けた啓発を行います。
取り組みの方向	今後も防災読本、ハザードマップや広報葉山、ホームページ、防災訓練、防災講演会等を通じた広報活動を継続して行っています。
担当課名	福祉課、防災安全課

5)防犯体制の確立の推進

事業概要	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防防犯協会等との連携を図りながら防犯体制を強化します。
取り組みの方向	関係機関との連携に努め、引き続き防犯体制の確立を目指していきます。また、青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールを実施します。
担当課名	福祉課、防災安全課

6)福祉避難所の設置

事業概要	障害のある人にとって、避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。
取り組みの方向	災害時に長期に渡り避難が必要になった場合に備え、障害のある人の受け入れが可能な既存の施設と連携し、環境整備に努めるとともに、要配慮者が相談し、助言又はその他の支援を受けることができる体制づくりに取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

避難行動要支援者リストとは

避難行動要支援者の身体及び生命の安全を確保することを目的として、町に事前登録するものです。

避難行動要支援者に関する個人情報を集約した一覧は、町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員及び消防機関に提供され、地域支援者は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するものとしします。また、町と地域支援者は、災害時に備えて日ごろから連携の強化に努めるものとしています。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にしたものをいいます。予測される災害の発生時点、被害の拡大範囲及び被害程度さらには、避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されています。